

大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業 FAQ (R7.9.2 時点)

1: 事業の概要について				
番号	質問	回答	作成日	更新日
1-1	本事業の趣旨・目的を教えてください。	<p>大阪府では、現在の物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内事業者における人材の確保・定着につなげるため、「大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業」を令和5年度及び令和6年度に実施しました。</p> <p>本事業では、従業員等に対し、奨学金返還に係る手当等を支給する又は、従業員等に代わって奨学金を返還する「奨学金返還支援制度」を新たに導入した事業者に最大50万円の支援金を支給するもので、これまで約2,900社に支援金を支給しました。</p> <p>令和7年度については、より効果的な事業とするために、この間に事業者が導入した制度の実態や、奨学金を返還しながら働く若者の負担軽減としての効果、そして事業者における制度の持続性を踏まえ、毎月の支援額を5,000円以上、かつ支援期間を5年以上とすることを基本の支給要件として、大学の奨学金などを返還する方に対して一定以上の充実した制度とする場合は、支援金額を上乗せすることといたしました。</p> <p>※本事業において奨学金の貸付団体とは、公益財団法人大阪府育英会(以下「府育英会」という。)や独立行政法人日本学生支援機構(以下「学生支援機構」という。)等をさします。</p>	2023/11/8	2025/4/3
1-2	事業内容について詳しく教えてください。	<p>(1)基本支援:30万円(1社当たり) 次のイ及びロのいずれも満たす場合 イ 令和5年9月21日から令和7年8月31日までの期間内に府育英会から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度及び大学生等を対象とした奨学金返還支援制度(以下「府育英会等奨学金返還支援制度」という。)を導入したこと。</p> <p>ロ 導入した府育英会等奨学金返還支援制度の基本的な返還支援額が従業員等1人につき月額5,000円以上、かつ返還支援期間が5年以上であること (返還支援額が1年につき6万円以上で、返還支援期間の開始の日から5年以内における返還支援額の総額が30万円以上も可。)</p> <p>(2)追加支援:20万円(1社当たり) (1)の基本支援に加えて、次のイ及びロのいずれも満たす場合 イ 令和5年9月21日から令和7年8月31日までの期間内に、学生支援機構から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度(以下「学生支援機構奨学金返還支援制度」という。)を導入したこと</p> <p>ロ 導入した学生支援機構奨学金返還支援制度の基本的な返還支援額が従業員等1人につき月額7,500円以上、かつ返還支援期間が10年以上であること (返還支援額が1年につき9万円以上で、返還支援期間の開始の日から10年以内における返還支援額の総額が90万円以上も可。)</p> <p>※イ及びロを満たすことにより、基本支援の支給要件である3. 支給要件(2)の「大学生等を対象とした奨学金返還支援制度」も満たすこととなります。</p> <p>(注意) ・これまでに、大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の支給の決定を受けた事業者は申請出来ません。 ・府育英会等奨学金返還支援制度を導入していることが必須です。学生支援機構奨学金返還支援制度のみを導入した場合は、支援金の対象とはなりません。 ・申請は、期間内に1度限りです。先に府育英会等奨学金返還支援制度を導入し申請した事業者が、後日、学生支援機構奨学金返還支援制度を導入した場合でも申請は出来ません。 ・「制度の導入」とは、奨学金返還支援制度を就業規則や賃金規程等に定め、かつ従業員等に周知することであり、支援金を申請する時点で、改正した規則や規定等を施行している必要があります。</p>	2023/11/8	2025/4/3
1-3	府育英会や学生支援機構の奨学金とはどのようなものですか。	<p>府育英会は高等学校・専修学校高等課程の奨学金の貸与を、学生支援機構は、大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程の奨学金の貸与を実施しています。</p>	2023/11/8	2025/4/2

1-4	府育英会の奨学金以外は支援金の対象とならないのですか。	支援金の支給にあたり、導入した返還支援制度の対象奨学金に、府育英会の奨学金が含まれていることが要件となります。なお、府育英会の奨学金に加えて、学生支援機構の奨学金も対象とすれば追加支援を支給します。 ※支援金支給に当たっての条件は、1-2を参照してください。	2023/11/8	2025/4/3
1-5	支援金の対象となる企業等の範囲を教えてください。	主に下記3点の企業等が支援金の対象となります。 詳細は募集要項8ページの「別紙」をご確認ください。 ①中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者 ②一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合等の法人等 ③個人事業主	2023/11/8	
1-6	なぜ、中小企業等に限定するのですか。	中小企業は大企業に比べ人材確保が困難な状況にあり、また、高校新卒者の3年後の離職率は、企業規模が小さい企業ほど高く、中小企業における人材の定着が課題となっています。 以上の課題に対応するため、大企業に比べ人材の確保に課題を抱える中小企業等を対象とすることで、予算を集中的に投入し、府内中小企業等の人材確保を支援します。	2023/11/8	
1-7	奨学金の利用者は大学生が多いのに、なぜ、高校生を対象とする府育英会の導入を基本としているのですか。	府内中小企業においては、人材確保として高校新卒者の採用ニーズが強い一方、高校新卒者の3年後の離職率は、企業規模が小さいほど高くなっており、中小企業において高校新卒者の職場定着が課題となっております。このような状況を踏まえ、本事業では、府内中小企業等が高校新卒者の採用や職場定着につないでいくことができるよう、高校生が利用する府育英会の奨学金を支給の必須要件として制度設計しております。	2023/11/8	2025/4/3
1-8	本支援金は、来年度以降も継続するのですか。	現時点で、来年度以降の実施については未定です。	2023/11/8	2025/4/3
1-9	導入に係る費用だけでなく、制度導入後、実際に従業員に手当等として支給した費用を補助してほしいです。	本事業は、国の臨時交付金を活用し、現在の物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材の確保・定着につなげるために奨学金返還支援制度の導入促進を目的として実施するものです。そのため、企業等における制度導入費用のみを支援の対象としております。 なお、奨学金の返還支援を持続可能なものとしていくためには、企業が継続的かつ自主的な取組みとして実施していただくことが重要であると考えており、府としては奨学金そのものに対する支援は考えておりません。	2023/11/8	2024/4/3
1-10	電話での問い合わせ窓口はあるのですか。	本支援金の申請に関するお問い合わせは、以下の事務局までお願いします。(平日 午前9時から午後6時まで) 【大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局】 【電話番号】06-4792-9010(コールセンター)	2023/11/8	2023/11/14

2：企業等の奨学金返還支援制度について				
番号	質問	回答	作成日	更新日
2-1	企業等の奨学金返還支援制度とは何ですか。	「奨学金返還支援制度」は、貸与型の奨学金を利用している従業員に、企業等が返還額の一部または全部を支援する制度です。 ①手当等支給型(企業等が従業員に対し、手当等として支給するもの)や、②代理返還型(従業員に代わり、企業等が奨学金貸与団体に直接送金するもの)といった形式があります。	2023/11/8	
2-2	奨学金返還支援制度を導入するメリットは何ですか。	企業等においては、人件費となるため、損金算入ができ、法人税の減額が見込まれます。 また、福利厚生の一環としてPRすることができイメージアップが図られ、人材確保や定着に資することが期待できます。 従業員においては、奨学金返還における経済的負担の軽減が図られ、支援を受けた額の所得税が非課税となり得ます。	2023/11/8	
2-3	法人税の減税や支援対象者の所得税が非課税になり得るとありますが、非課税にならない場合はどのような場合ですか。	税制度については、詳細は、国税庁のホームページ「学資に充てるための費用を支出したとき」(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2588.htm)をご覧ください。 国税庁に直接ご確認ください。	2023/11/8	
2-4	代理返還型の奨学金返還支援制度を導入したいのですが、どこに相談すれば良いですか。	奨学金の貸与団体によって手続きが異なるため、詳しくは府育英会及び学生支援機構にお問合せください。	2023/11/8	2025/4/3
2-5	奨学金返還支援制度は、新たに採用する社員だけでなく、現在雇用している社員にも適用されるのですか。	就業規則の変更や社内規程の整備によって制度を導入することになるので、現在雇用している社員にも適用されます。 なお、新たに採用する従業員等のみを対象とする場合など、対象となる従業員等を限定された場合、本支援金の対象になりませんので、ご注意ください。	2023/11/8	2025/4/3
2-6	大阪府で授業料の無償化を進めていると聞いているが、これに伴い、高校生への奨学金制度はなくなっていくのではないですか。	大阪府が進めている高校授業料の完全無償化(※)となった後も、入学金や制服、学用品、修学旅行等の費用は必要となるため、経済的な負担は一部発生いたします。よって、今後も府育英会の奨学金を必要とする生徒は存在すると想定されるため、直ちに奨学金制度がなくなるわけではありません。 ※2024年度に高校3年生から所得制限を段階的に撤廃し、2026年度に全学年で授業料を無償化	2023/11/8	2025/4/3
2-7	支援内容(金額・期間・条件等)はどのように決めるのですか。	奨学金返還支援制度の支援内容(金額・期間・条件等)は、1-2を参考に設定してください。 返還支援にかかる経費(ランニングコスト)は事業者が負担することになりますので、ご注意ください。 なお、事業者名や支援内容を、大阪府のホームページ及びOSAKAしごとフィールドのホームページ(にであう)で公表しますので、ご承知おきください。	2023/11/20	2025/4/3
2-8	支援金額はどのように決めるのですか。支援内容は統一すべきでしょうか、あるいは従業員ごとに支給内容を変えてもよいのでしょうか。	貸与総額や月々の返還額、返還期間は、借りている方によって異なります。支援金額を一律にするのか、それぞれの返還額によって変えるのかなど、支援内容は1-2に記載している要件を満たした上で、企業で決めていただく形になります。	2023/11/20	
2-9	代理返還型と手当等支給型のどちらも取り入れたい(従業員によって対応したい)が、可能か。	制度導入時の規定に関しましては企業様で決めていただく形となっています。 社内規定にて個人ごとにどちらの返還支援方法で対応するかを分かるように明示してください。 代理返還は貸与団体(府育英会/学生支援機構等)と相談も必要です。	2023/11/20	2025/4/3

3：大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金について

番号	質問	回答	作成日	更新日
3-1	大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の内容を教えてください。	1-2を参照して下さい。	2023/11/8	2025/4/3
3-2	募集要項4ページに記載している支給要件の(1-1)及び(1-2)について、奨学金返還支援制度を従業員へ周知するにあたり、どのような方法がありますか。	社内の掲示板などに掲示する、職場内でメールや文書を回覧し通知する、従業員に対し説明会を開く等を想定しております。	2023/11/8	
3-3	募集要項5ページに記載している支給要件の(2)について、自らがどの業種分類に当てはまるか分からないのですが。	貴社の最も主要な事業が、どの業種に当てはまるかでご判断ください。	2023/11/8	
3-4	支給要件の(5)について、支援金受給後、業績が悪くなった場合、奨学金返還支援制度をやめるという選択をすることは可能ですか。	本支援金については、5年間の制度継続が支給要件になっております。そのため、支援金の申請にあたっては、最低でも5年間は制度を継続できるのかよく検討のうえ、申請いただくようにお願いします。	2023/11/8	2025/4/3
3-5	支給要件の(5)について、制度を5年間継続せず、途中で廃止した場合はどうなりますか。	支援金を申請するにあたり「誓約・同意書」で「支給が決定された場合は、今回導入した奨学金返還支援制度について、支給決定日から5年以上制度を継続することを誓います。」と記載があるように、本支援金は5年間の継続を誓約いただいた事業者に支給するものです。上記の誓約・同意書に該当しない事実や虚偽等が発覚した時は、導入促進支援金の支給決定を取り消し、支援金の返還を求めることがあります。また、「誓約・同意書」に「大阪府が、本事業に関する調査等を実施する場合は、これに応じます。」と記載があるように、大阪府より本調査を実施することがあり、追加書類の提出を依頼する場合がございます。	2023/11/8	2025/9/2
3-6	支給要件の(6)について、大阪府ホームページ等で制度導入企業を公表するとありますが、どのように公表するのですか。	大阪府ホームページ及びOSAKAしごとフィールドのホームページ(にであう)にて、奨学金返還支援制度を導入している企業の企業名・所在地・支援内容等を一覧にし、掲載いたします。	2023/11/8	2025/4/3
3-7	支給要件の(7)について、「自社の求人票又はホームページ等において、奨学金返還支援制度を導入していることを明示すること」とありますが、どのように記載すればいいでしょうか。	想定している記載例としては下記のとおりです。 【求人票】福利厚生や特記事項欄に、「奨学金返還支援制度あり」と記載する等 【自社ホームページ】新着情報に奨学金返還支援制度を導入した旨のお知らせを掲載する、新卒採用ページに福利厚生の紹介として制度について掲載する等 ※詳細は、募集要項16ページを参照してください。	2023/11/8	2025/4/3
3-8	自社のホームページを持っていない場合は、どうすればよいですか。	ハローワーク求人票や民間人材サービス会社などに掲載している求人票に、奨学金返還支援制度を導入している旨を記載し、そのハローワーク求人票又は求人掲載ページのURLと写しを提出してください。	2023/11/8	2025/9/2
3-9	制度導入時点で奨学金を返還している従業員がいない場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、ハローワーク又は大阪府の総合就業支援拠点であるOSAKAしごとフィールドのHP(にであう)を通じて正社員の求人募集を行うことが必要となります。	2023/11/8	

3-10	育英会、学生支援機構ともに代理返還制度があるが、本事業では代理返還を使う必要がありますか。	従業員等に手当などを直接支給するなど、奨学金返還を支援する制度であれば、代理返還制度である必要はありません。ただ、代理返還では返還支援分は従業員等の所得税がかからないなどのメリットもあるため、導入の検討をお願いします。	2023/11/8	2025/4/3
3-11	従業員等への支援額に指定はありますか。従業員等への支援について、毎月5000円などの金額ではなく、従業員等の返還額の5割を負担すると決めた場合は、本支援金の対象にはならないのですか。又、従業員等の返還額を毎月全額支援すると決めた場合は、制度規程にどのように記載すればよいのですか。	支援額については、1-2を参照してください。なお、従業員等への支援について、割合で支援する場合は、最低支援額(基本支援であれば月額5,000円、追加支援であれば月額7,500円)以上を支援していただくこと本支援金の対象となりますので、支援金額が支給要件を満たしていると判断できるようにご記載ください。従業員等の返還額を毎月全額支援する場合は、支援金額が支給要件を満たしていると判断できるようにご記載ください。	2023/11/8	2025/9/2
3-12	制度の導入とは、就業規則の変更ということですか。	そのとおりです。その他、賃金規程等の整備も該当します。	2023/11/8	
3-13	最近創業したところで、まだ従業員を雇っていませんが、これから求人票を出すにあたって奨学金返還支援制度を導入した場合、支援金の対象となりますか。	雇用保険被保険者である従業員等を1名以上雇用していることが要件となります。従業員等がいない場合は対象外です。	2023/11/8	
3-14	本事業の開始前(令和5年9月20日以前)に、既に府育英会及び学生支援機構奨学金返還支援制度を導入していましたが、基本支援及び追加支援の対象となりますか。	令和5年9月20日以前に制度を導入しており、従業員等への支援内容が今回定めた要件を満たしていない場合、令和5年9月21日～令和7年8月31日(対象期間)の間に要件を満たす内容に改正されると支援の対象となります。※詳細は、募集要項の7ページを参照してください。	2023/11/8	2025/4/3
3-15	本事業が始まる前(令和5年9月20日以前)から学生支援機構奨学金返還支援制度を導入していましたが、今回新たに府育英会を対象とするように制度の変更を行いました。この場合、基本支援と追加支援の対象となりますか。	導入していた学生支援機構に係る従業員等の支援内容が、月額5,000円以上、かつ返還支援期間が5年以上である場合、府育英会を基本支援の要件を満たす内容に変更を行うとともに、学生支援機構を除く大学生等への支援(基本要件を満たす内容)を実施した場合は、基本支援の対象となります。※詳細は、募集要項の7ページを参照してください。	2023/11/8	2025/4/3
3-16	本事業が始まる前(令和5年9月20日以前)から府育英会等奨学金返還支援制度を導入していましたが、今回新たに学生支援機構の奨学金を対象とするように制度の変更を行いました。この場合、基本支援と追加支援の対象となりますか。	令和5年9月20日以前に制度を導入しており、従業員等への支援内容が今回定めた要件を満たしていない場合、令和5年9月21日～令和7年8月31日(対象期間)の間に要件を満たす内容に改正されると支援対象となります。※詳細は、募集要項の7ページを参照してください。	2023/11/8	2025/4/3
3-17	本事業開始後にまず府育英会及び大学生等(学生支援機構除く)の奨学金返還支援制度を導入し、支援金の申請をした後、申請期間内に学生支援機構まで制度を拡充した場合、後から追加支援の申請はできますか。	申請は、期間内に1度限りです。先に府育英会等奨学金返還支援制度を導入し申請した事業者が、後日、学生支援機構奨学金返還支援制度を導入した場合でも申請は出来ません。	2023/11/8	2025/4/3
3-18	支援金受給後に奨学金返還支援制度を利用していた従業員が離職した場合はどうなりますか。	本支援金は、制度の導入促進を図ることを目的にしているため、制度そのものを継続するのであれば、従業員が離職しても支援金の返還は不要です。	2023/11/8	2025/4/3
3-19	他府県に本社があり、大阪府内にも複数の事業所がある場合、申請はどこからすればよいでしょうか。また、他府県にある本社と大阪府内の事業所が同じ就業規則を使用している場合、何か注意点はありますか。	本支援金については、基本的に大阪の本社から申請をお願いしていますが、他府県に本社がある場合は、大阪府内の主たる事業所から申請してください。仮に大阪府内の複数の事業所から申請された場合であっても、1事業所のみ給付することになります。また、他府県の本社と大阪府内の事業所が同じ就業規則を使用している場合は、「高等学校及び高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校の入学又は修学を支援するために貸与する奨学金を対象とする」というように、包括的に府育英会等奨学金返還支援制度を含む記載であれば本支援金の対象となります。	2023/11/8	2025/4/3

3-20	支援対象労働者は、雇用保険に加入していない週1日勤務のアルバイトなども含むことになりますか。	支援金の支給にあたって、雇用保険被保険者である従業員等を1名以上雇用していることは条件にしておりますが、支援対象労働者について、雇用保険加入の有無及び勤務日数等についての要件はございません。企業等が支援対象者を「アルバイトも含む」とされた場合は、対象となります。	2023/11/14	
3-21	本社が大阪府外で、事業所が大阪府にあり、大阪の事業所は登記簿謄本に記載されていないが所在地確認はどこで行うのですか。	登記簿謄本に事業所の住所が載っていない場合は、会社ホームページや、会社案内パンフレットなど、公に開示しているものに所在地が記載されている必要があります。	2023/11/20	
3-22	SNSを広報媒体として使用しているため、自社ホームページがありませんが、SNSに掲載すれば認められますか。	申請の要件として、自社ホームページや求人票により支援内容を社外に告知する必要があります。求人活動中であれば、ハローワーク等に掲載している求人票に記載のうえ、ご提出ください。また、求人活動をしていないのであれば、今回の支援金で誰もが閲覧できるホームページを開設いただき、掲載してください。	2023/11/20	
3-23	行政書士などによる代理申請は可能ですか。	可能ですが、申請事業者等の従業員なども連絡先として登録いただく必要があります。なお、申請内容について確認が必要な場合、事務局から代理申請者及び事業者様にご連絡いたしますので、事業者様との連携をしていただくようお願いします。	2023/11/20	2025/4/3
3-24	自社ホームページへの掲載は「制度を導入した」という一文だけでもいいのでしょうか。	自社ホームページには「奨学金返還支援制度を導入した」とわかれば申請可能です。ただし、事業者名や支援内容(金額・期間・条件等)を、大阪府のホームページで公表しますので、ご承知おきください。	2023/11/20	
3-25	就業規則は届出を出し、押印したものでなければならないのでしょうか。	会社名、制度規程の条文(支援制度の内容)、施行日が判断できれば問題ありません。	2023/11/20	2025/9/2
3-26	就業規定内に直接条文を含めるのではなく、支援内容の詳細については別紙で用意してもよいのでしょうか。	就業規定内に「支援内容については別途定める」と記載し、就業規則と詳細を記した別紙の両方の書類をご用意ください。	2023/11/20	
3-27	募集要項5ページの支給要件(3)について、現在雇用している従業員の雇用形態はパートなのですが申請は可能ですか。	現在雇用している従業員の雇用形態がパートであっても、雇用保険被保険者であれば申請は可能です。	2023/11/20	2025/9/2
3-28	自社ホームページがなく、現在求人も行っていない場合はどうすればよいか。	自社ホームページや求人票等で明示することを支給の要件としています。今回の「大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金」は、事業者の人材確保・定着を目的としていますので、今後の採用活動のためにも、今回の支援金で自社ホームページの開設をご検討ください。	2023/11/20	

3-29	従業員が1名在籍していますが、その従業員も個人事業主であるため添付書類が提出できません。	雇用保険に加入している従業員が1人もいないのであれば、対象にはなりません。	2023/11/20	
3-30	1法人で複数の事業所がある場合、雇用保険の書類は全事業所のものを提出する必要がありますか。	主たる事業所の書類をご提出ください。	2023/11/20	
3-31	10人未満の事業所で就業規則を作成していないため、大阪府のホームページに掲載されている奨学金返還支援制度規程見本を利用して返還支援制度に関する規程のみ整備し、提出しても要件として満たされますか。	問題ございません。ただし、今回の支援金は人材確保・定着につなげる狙いがございますので、これを機に働きやすい職場環境づくりのために就業規則の整備をご一考ください。	2023/11/20	
3-32	奨学金返還支援制度について求人票のどこに記載すればよいですか？	特記事項に記載してください。	2023/11/20	
3-33	募集要項5ページに記載している支給要件(4)の「 <input type="checkbox"/> 奨学金返還支援制度の対象となる従業員等が1名以上いること」について、従業員がどの貸与団体の奨学金を利用しているのかわからない場合、どうすればよいですか。	従業員にどの貸与団体の奨学金を利用しているかを確認していただき、以下の3点の書類を提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金が貸与されていることが確認できる書類: 奨学金返還証明書など ・申請日時時点で奨学金を返還している旨を記載した申立書 ・奨学金の貸与者を雇用していることが確認できる書類: 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)など※ ※奨学金返還証明書などの書類と同名義のものを提出してください。	2023/11/20	2025/9/2
3-34	募集要項5ページに記載している支給要件(4)について、「 <input type="checkbox"/> ハローワーク又は大阪府の総合就業支援拠点である OSAKA しごとフィールドの HP(にであう)を通じて正社員の求人募集を行うこと」「 <input type="checkbox"/> 奨学金返還支援制度の対象となる従業員等が1名以上いること」と記載がありますが、どうやって証明すればいいのでしょうか。	<input type="checkbox"/> イ ①ハローワークを通じて正社員の求人募集を行っている場合 ・正社員求人のハローワーク求人票 ※求人申込が申請日以前であることが確認でき、かつ申請時点で求人掲載が公開されていることが確認できるもの <input type="checkbox"/> イ ②大阪府の総合就業支援拠点である OSAKA しごとフィールドの HP(にであう)を通じて正社員の求人募集を行っている場合、以下の2点 ・ OSAKA しごとフィールドのHP(にであう)内の連携関係にある民間人材サービス事業者が提供する求人サイトで正社員求人募集の掲載が確認できるページのURL ・求人サイトに掲載された求人情報の画像(サイト名、社名、正社員募集要件等がわかるもの) ※求人サイト掲載前のプレビュー画面は不可です。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 奨学金返還支援制度の対象となる従業員等が1名以上いる場合 ・番号3-33の回答に記載している書類	2025/9/2	
3-35	募集要項5ページに記載している支給要件(4)について、「大阪府の総合就業支援拠点である OSAKA しごとフィールドの HP(にであう)を通じて正社員の求人募集を行うこと」とはどういうことでしょうか。	OSAKA しごとフィールドの HP(にであう)(https://shigotofield.jp/)の「企業と出会いたい」→「5.企業情報の発信 にであうナビ」の詳細はこちら→にであうナビ内の連携関係にある民間人材サービス事業者が提供する求人サイトで正社員求人をしていただく必要がございます。また、申請時に番号3-34の回答イ②に記載されている書類を提出してください。	2025/9/2	

3-36	募集要項5ページに記載している支給要件(4)の「イ ハローワーク又は大阪府の総合就業支援拠点である OSAKAしごとフィールドのHP(にであう)を通じて正社員の求人募集を行うこと」について提出する求人票の注意点はありますか。	以下の点にご注意ください。 ・雇用形態が正社員求人であること(パート・アルバイト、契約社員等の正社員以外の求人は対象外です) ・就業場所が大阪府内の事業所であること(詳細は3-41をご確認ください。) ・申請日以前から公開されている求人であること ・ハローワーク又はOSAKAしごとフィールドのHP(にであう)と連携している民間人材サービス事業者の求人票であること ・関連法令に準拠した求人票であること	2025/9/2	
3-37	制度規程の施行日について、第2期の申請期間は「令和7年9月3日(水)から令和7年11月28日(金)まで」と記載があるので、その間の期間で施行するのであれば施行日はいつでもいいのでしょうか。	募集要項4、5ページに記載している支給要件(1-1)イ、(1-2)イに「令和5年9月21日から令和7年8月31日までの期間内に、貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度を導入したこと」と記載がございますので、令和7年8月31日までに規則や規程等を施行する必要があります。	2025/9/2	
3-38	大阪府ホームページに記載のある大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の支給に関する要綱について、(様式第1-1-1号)と(様式第1-1-2号)は同じものではないのでしょうか。	(様式第1-1-1号)(様式第1-2-1号)(様式第2-1号)については令和6年度、(様式第1-1-2号)(様式第1-2-2号)(様式第2-2号)については令和7年度大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金についての様式となっております。	2025/9/2	
3-39	制度規程に基本支援と追加支援を定めた場合、両方を借り入れている支援対象者には両方の合計額を支援しないといけないのでしょうか。	制度規程に定められている対象となる貸与団体それぞれに対して、対象となる支援対象者に支援していただく必要があります。 (例:制度を次のとおりとした場合) 大阪府育英会 支援金額:月額5,000円、支援期間:5年間 学生支援機構 支援金額:月額7,500円、支援期間:10年間 ・返還期間が重なる時期:支援金額:12,500円 ・返還期間が重ならない時期:支援金額:5,000円又は7,500円	2025/9/2	
3-40	制度規程に基本支援(府育英会)と追加支援(学生支援機構)を定め、さらに「その他会社が認めた奨学金」を対象とした場合、「その他会社が認めた奨学金」はどの支給要件を満たさないといけないのでしょうか。	基本支援(府育英会)と追加支援(学生支援機構)で支給要件を満たしている場合は、既に支給要件を満たしておりますので「その他会社が認めた奨学金」に関しましては「奨学金返還支援額」、「支援期間等」などに条件は設けておりません。ただし、基本支援の最低支援金額5,000円、最低支援期間5年を参考に定めていただくことを推奨しております。	2025/9/2	
3-41	募集要項に記載している5ページ(4)イ または 16ページの8にて求人を行った際、就業場所は大阪府外でも問題はないのでしょうか。	募集要項2ページの1.趣旨に「大阪府では、現在の物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内事業者における人材の確保・定着につなげるため」と記載があるように、大阪府内での人材の確保・定着が目的となるため、大阪府内での求人、就業である必要があります。	2025/9/2	

3-42	募集要項14ページに記載している「4.雇用の実態(被雇用者を雇用保険に加入させていること)が確認できる書類」について、提出できない場合の書類の案内があるのですが、それらの書類を提出すればよいのでしょうか。	記載しております代替書類はあくまで参考書類となります。ご不明な場合は事務局までお問い合わせください。(平日 午前9時から午後6時まで) 【大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局】 【電話番号】06-4792-9010(コールセンター)	2025/9/2	
3-43	募集要項16ページに記載されている奨学金返還支援制度を導入していることを社外に明示したことが確認できる書類の自社ホームページについて、グループ会社のホームページの掲載でも可能でしょうか。	こちらの支給要件にある自社ホームページとは、申請事業者が自らが運営・管理しているホームページ(他事業者に運営・管理を委託し、自社が指揮命令権を有している場合を含む)を対象としておりますので、運営・管理が他事業者となり、自社が指揮命令権を有さない場合は、本支援金の対象になりませんので、ご注意ください。	2025/9/2	

4：奨学金返還支援制度導入支援金の申請について

番号	質問	回答	作成日	更新日
4-1	申請したら必ず支援金が支給されますか。	申請いただいた内容を審査し、所定の要件を満たした方にのみ支給します。そのため、必ず支給されるわけではありません。 また、大阪府の予算が上限に達した後に申請いただいた場合も支給されません。	2023/11/8	
4-2	最終の申請期限はありますか。	第1期は、令和7年6月30日(月曜日)午後11時59分までに申請データの送信を完了する必要があります。ただし、申請期限前であっても受付申請数の1,000件に達した場合は、受付は終了いたしますので、ご注意ください。 また、第2期は、令和7年11月28日(金曜日)午後11時59分までに申請データの送信を完了する必要があります。ただし、申請期限前であっても受付申請数の1,000件(予定)に達した場合は、受付は終了いたしますので、ご注意ください。	2023/11/8	2025/4/3
4-3	誓約・同意事項について、全ての項目をチェックする必要がありますか。	全ての内容をご確認いただき、漏れなくチェックいただく必要があります。	2023/11/8	
4-4	支援金を申請したのですが、支給決定の通知が届きません。支給決定の通知はありますか。	申請内容を審査し、申請内容が適正と認められた場合、指定された振込口座へ支援金を支給します。この支給をもって支給決定としますので、個別の通知はありません。 なお、不支給決定した場合には、後日、文書にてその旨をお知らせいたします。	2023/11/8	
4-5	大阪府内の市町村から奨学金助成補助金を受給している場合、本支援金について申請できますか。	本支援金の申請は、市町村等から奨学金にかかる補助金を受給している場合でも、申請が可能です。 なお、多くの市町村の奨学金補助はランニングコストにかかる部分であり、本支援金は導入にかかるインシヤルコストを支援するものであるため、基本的に重複しないと考えていますが、市町村の補助金に影響するおそれもありますので、念のため市町村担当部署に確認のうえ、ご申請ください。	2023/11/8	
4-6	支援金が支給された後に、実際に制度を導入し、対象者に対し支援しているかを確認されることはありますか。	支援金を申請するにあたりチェックいただく「誓約・同意書」に「大阪府が、本事業に関する調査等を実施する場合は、これに応じます。」という項目があります。 よって、申請事業者に対して支援金支給後、大阪府より本調査を実施することがございますので、その際は必ず調査に回答していただく必要があります。調査に回答いただけない場合は、支援金の支給を取り消すことがあります。また、追加書類の提出を依頼する場合があります。	2023/11/14	2025/9/2

5：大阪府ホームページ等への掲載について

番号	質問	回答	作成日	更新日
5-1	大阪府ホームページ等で公表される情報は何か。	企業名、支援内容、支援金及び加算金の受給有無等を公表します。	2023/11/8	2025/4/3
5-2	基本支援及び追加支援の支給を受けると、必ず大阪府ホームページ等に公表されますか。	基本支援及び追加支援を受給した場合は、府ホームページ及びOSAKAしごとフィールドのホームページ(にであう)に必ず掲載し、公表します。 掲載に同意いただいた企業が、基本支援及び追加支援を申請できます。	2023/11/8	2025/4/3
5-3	令和7年度の支給要件を満たす制度を導入済みであったため、基本支援及び追加支援の支給を受けていませんが、大阪府ホームページに企業情報を掲載してもらえますか。	希望があれば、府ホームページに掲載いたします。 詳細は1-10に記載しているコールセンターにお問い合わせください。	2023/11/8	2025/4/3